

「令和7年度 おためし BIZ 推進事業業務委託」 プロポーザル実施説明書

1 業務内容等

- (1)名称 令和7年度おためし BIZ 推進事業業務委託
- (2)契約期間 契約締結日から令和8年3月31日
- (3)目的・業務内容 別紙「業務委託仕様書」のとおり

2 業者選定 公募型プロポーザル方式

3 本事業予算額

事業予算額は 13,000,000 円(消費税及び地方消費税相当額を含む)とする。
ただし、契約は本事業費予算額以内で提出された見積金額と実費想定 of 助成金 7,000,000 円を合わせた 20,000,000 円以内の金額で契約するものとする。

4 参加資格

単独企業又はグループで参加できるものとする。

参加者の資格要件は次の(1)～(4)、またグループの場合(1)～(7)の要件を満たすものとする。

- (1)企画提案した事業の実施が可能であること。
- (2)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3)北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成 7 年北九州市規則第 11 号)第 6 条第 1 項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (4)北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5)単独で応募した法人は、他で応募するグループの構成員にならないこと。
- (6)グループの構成員は、単独での応募又は他のグループの構成員として、重複して応募しないこと。
- (7)グループで応募する場合は、代表する法人を定めること。

5 実施スケジュール ※説明会は実施しません

- (1)質問書受付期間 令和7年4月11日(金)～令和7年4月17日(木)
- (2)参加申込書提出期限 令和7年4月24 日(木)午後5時まで
- (3)企画提案書受付期限 令和7年5月1日(木)正午まで
- (4)審査委員会開催 令和7年5月8日(木)(予定)

6 質問の受付・回答

「質問票(別紙5)」に記入の上、下記担当者まで電子メールで提出してください。
回答は令和7年4月21日(月)までに北九州市ホームページの本実施説明書掲載ページ内に掲載します。

※受付期間 令和7年4月11日(金)～令和7年4月17日(木)午後5時まで

7 参加申込

参加意向の確認のため、「参加申込書(別紙6)」に記入の上、下記担当者まで電子メールで提出してください。

※受付期間 令和7年4月24日(木)午後 5 時まで

なお、グループで参加の場合は「グループ構成表(別紙7)」も参加申込書と合わせて提出すること。

※本件の事業者として選定された場合は、速やかにグループ結成にかかる協定書の写しを提出すること。

8 企画提案書

(1)基本コンセプト

全体を通してのコンセプトを記述すること。

(2)参加企業等の開拓、誘致コーディネーターの配置

首都圏等での企業開拓の人員、市が誘致を行いたい企業群へ効果的なアプローチ方法について記述すること。

また、大手IT企業や大企業グループのIT系企業など、北九州市に拠点を設置することで雇用創出効果や市内経済への影響が特に大きいと考えられる企業(重点企業)に特化した開拓について記述すること。

(3)首都圏等でのイベント、プロモーションの実施

首都圏等でのイベントの内容、プロモーションの媒体やターゲットについて記述すること。

(4)事前面談の受付、ヒアリング

事前面談の受付までの流れ、使用する媒体等、事前面談時の体制、ヒアリング項目について記述すること。

(5)参加申込から来訪までの対応

参加企業の受入までの流れ、使用する媒体、市内でのマッチング、スケジュール調整の流れ及び来訪時の業務体制等について記述すること。

(6)アンケート調査の実施

参加後にアンケート調査等として検討している内容、方法等について記述すること。

(7)助成金の審査

円滑な助成金の支払い業務が実施可能か実績等を踏まえ記述すること。

(8)その他(サイトの運用、面談スペースの確保等)

既存LPの課題や改善点も踏まえたサイトの運用方法、面談スペースの確保、その他北九州市で紹介するコンテンツについて記述すること。

(9)業務実施体制・スケジュール

誘致コーディネーターや参加企業受入時のスタッフについて経歴及び本業務の実施体制について、詳細に記述すること。

(10)追加提案事項

仕様書に定めのない業務について実施可否な内容があれば記述すること。

9 様式

A4版縦、横書き、片面刷り、左綴りを基本とするが、図面等でこれにより難しい場合はA4版横でも可とする。本市様式による概要版も作成すること。

10 見積書

事業費や人件費、分析調査費等を詳細に記載し、税抜きの金額を記入し、提出すること。
※税込みの金額が上記 3 の本事業の予算額の範囲内であること。

11 提案書・見積書の提出

(1) 提出先・提出時期

北九州市役所 産業経済局企業誘致課(本庁舎7階)

北九州市小倉北区城内1番1号

令和 7 年 5 月 1 日(木)正午まで必着

※期間を過ぎた場合の受付は一切いたしません。

※提出時間は午前9時から午後5時まで(土日祝日を除く)

(2) 提出方法

持参又は郵送(期限内必着)

※郵送の場合は、封筒の表に朱書きで「企画提案書在中」と記載してください。

(3) 提出部数

正本 1 部 所在地、商号及び名称、代表者名を記載すること

副本 8 部 提案者名が分からないようにしてください

(所在地、商号及び名称、代表者名も記載しないこと)

企画提案書にはカバー等をせず、ホッチキス止めで提出すること。

なお、企画提案書等の提出後、差し替え及び追加は認めません。

※グループの場合は、代表事業者が提出することとし、企画提案書の中で、各構成員の役割が具体的にわかるように記載すること。

12 審査

(1) 審査方法

企画提案書、見積書について書類審査を行い、最も優れた提案内容の事業者を選定します。

※口頭審査は実施しません。

(2) 審査基準

別紙「審査基準」の通り

(3) 審査委員会の開催

令和7年5月8日(木)【予定】

※参加者には令和7年5月15日頃までに結果を通知します。

※北九州市ホームページにて評価結果等を公表します。

13 契約

(1) 業務委託候補者に選定されたものは、委託契約締結に向け、市と事業内容の詳細について協議を行い、委託料を決定します。その際、企画提案の一部を変更する場合があります。

(2) 協議が整った場合は、業務委託候補者からあらためて見積書を徴収し、見積書を精査のうえ、随意契約による契約を締結します。

(3) 契約保証金は契約額の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、契約の相手方が北九州市契約規則(昭和 39 年北九州市規則第 25 号)第 25 条第 7 項第 1 号又は第 3 号に

該当する場合は免除します。

- (4) その他、本書に定めのない事項は地方自治法、同法施行令及び北九州市契約規則などの関係規定の定めに従い処理します。

14 その他、注意事項

- (1) 採用・不採用にかかわらず、本プロポーザルの企画提案に係る費用は各事業者の負担とします。
- (2) 提出書類の提出後は、修正・差し替え・再提出を不可とします。
- (3) 提出された応募書類等は返却しません。なお、提出書類を提案者に無断で使用することはありません。
- (4) 成果品に係る一切の権利は、北九州市に帰属するものとします。(肖像権等の条件がある場合は企画提案書に記述すること)
- (5) 本プロポーザル又は本委託業務に関する情報公開請求があった場合は、北九州市情報公開条例(平成13年北九州市条例第42号)の規定により提出書類の公開をすることがあります。
- (6) 業者決定後、企画提案書に基づき業務を実施しますが、詳細は協議し変更することもあります。

15 問い合わせ先

北九州市産業経済局企業誘致課 担当:中村、毛利

TEL:093-582-2065 FAX:093-582-1202

メールアドレス:san-kigyoyuchi@city.kitakyushu.lg.jp